

広島市週休2日工事試行要領（土木工事）

（趣旨）

第1条 本要領は、広島市発注の土木工事における働き方改革促進の一環として週休2日工事を試行実施するにあたり必要な事項を定め、持続可能な建設産業の確保に向けた労働環境の改善を目的とする。

（定義）

第2条 本要領における「週休2日」とは、対象期間において、原則、土曜日・日曜日において現場閉所することをいう。

2 「対象期間」とは、工事着手日（準備期間は含まない）から工事完了日（後片付け期間は含まない）までとし、次の期間は対象期間から除く。

ア 年末年始6日間、夏期休暇3日間

イ 工場製作のみを実施している期間

ウ 災害時の緊急対応等、受注者の責によらず休工を余儀なくされる期間（工事全体を一時中止している期間を含む）

3 「工事着手日」とは、工事目的物の施工に係る現場作業について、着手する日をいう。

4 「工事完了日」とは、工事目的物の施工に係る現場作業（工事完成検査まで設置が必要な安全施設類等の撤去や後片付けを除く。）が完了した日をいう。

5 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、監督職員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合は除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

6 地元条件や天候等によりやむを得ない場合は、対象期間内において現場閉所予定日の前後6日以内で振替日を設定できるものとする。

7 累計現場閉所日達成率（「現場閉所日実績の累計日数」/「対象期間内の土日の累計日数」）が100%以上（4週8休以上）の場合に、週休2日が達成されたものとする。

（対象工事）

第3条 対象工事は、原則、広島市が発注する全ての土木工事とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。

(1) 災害復旧工事等の緊急を要する工事

(2) 単価契約工事

(3) 現場条件や施工期間（対象期間）の制約が厳しい工事

(4) 現場での施工期間（対象期間）が3ヶ月未満の工事

（実施方法）

第4条 「週休2日工事」の発注方式は、契約締結後、受注者の希望により「週休2日工事」を実施する「受注者希望型」とする。

2 発注者は、特記仕様書に「週休2日工事の試行対象」である旨を明記すること。

- 3 受注者は、契約締結後 7 日以内に、「週休 2 日工事」の実施希望の有無を発注者に書面にて提出する。
- 4 「週休 2 日工事」を実施する受注者は、原則、土曜日・日曜日を現場閉所日とした計画を立て、施工計画書の提出時に、「休日等取得計画表兼実績表」に工事着手日、工事完了日及び現場閉所予定日を明記し、発注者に提出すること。
- 5 「週休 2 日工事」を実施する受注者は、公衆の見易い場所に週休 2 日工事である旨を明示する。記載内容は次の例を基本とし、大きさは A 3 サイズ以上とする。

記載内容の例

週休2日工事
この工事は、建設産業の労働環境を改善するため、週休2日の確保に取り組む 試行工事です。
発注者:広島市〇〇〇〇〇〇課 受注者:〇〇〇〇〇〇〇〇〇

- 6 「週休 2 日工事」を実施する受注者は、「工事週報」に工事着手日、工事完了日、現場閉所日の計画及び実績を記入し、監督職員に提出すること。
- 7 工事途中に「週休 2 日」を実施することが困難となった場合は、速やかに発注者に報告すること。

(実施報告)

- 第 5 条 「週休 2 日工事」を実施した受注者は、対象期間終了後、速やかに「休日等取得計画表兼実績表」に、現場閉所日等の実績を記入し、発注者に提出しなければならない。
- 2 発注者は、「週休 2 日工事」を実施した受注者から提出された「休日等取得計画表兼実績表」及び「工事週報」により、現場閉所日の取得実績について確認を行うものとする。

(間接工事費等の補正)

- 第 6 条 対象期間における現場閉所状況が、4 週 6 休以上であった場合は、最終変更契約時において、次のとおり補正係数を乗じて設計変更するものとする。
- なお、労務費のうち、市場単価については補正の対象としない。

(1) 4 週 8 休以上 (累計現場閉所日達成率 100%以上)

- ・ 労務費 1.05
- ・ 機械経費 (賃料) 1.04
- ・ 共通仮設費率 1.04
- ・ 現場管理費率 1.05

(2) 4週7休以上4週8休未満（累計現場閉所日達成率 87.5%以上 100%未満）

- ・労務費 1.03
- ・機械経費（賃料） 1.03
- ・共通仮設費率 1.03
- ・現場管理費率 1.04

(3) 4週6休以上4週7休未満（累計現場閉所日達成率 75.0%以上 87.5%未満）

- ・労務費 1.01
- ・機械経費（賃料） 1.01
- ・共通仮設費率 1.01
- ・現場管理費率 1.02

（工期設定）

第7条 発注者は、週休2日が確保できるよう適正に工期を設定しなければならない。

2 週休2日の確保を理由とする工期延期については認めないものとする。

（工事成績評定）

第8条 発注者は、対象期間において週休2日を達成できた場合は、工事成績評定の「2. 施工状況」、「II. 工程管理」の「その他」において評価するものとする。なお、週休2日を達成できなかった場合において、減点（ペナルティ）は行わないものとする。

（アンケート調査）

第9条 週休2日工事の検証を行うために、週休2日工事の試行対象工事の受注者は「週休2日工事」の実施希望の有無に関わらず、完成検査までに別に定めるアンケートに回答すること。

（提出書類の虚偽）

第10条 休日等取得計画表兼実績表等の提出又は提示資料について、虚偽の記載等が工事中又は工事完成後に判明した際には、指名停止となる場合がある。

（総合評価落札方式）

第11条 週休2日を達成した場合は、総合評価落札方式における週休2日工事の施工実績として認められる。

（その他）

第12条 この要領に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。

附則

この要領は、平成31年3月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。